２３生産第４９５２号
２３林政経第２２９号
平成２３年１０月３１日

大阪府環境農林水産部長　殿

農林水産省生産局農産部園芸作物課長
林野庁林政部経営課長
林野庁林政部木材産業課長

「きのこ原木及び菌床用培地中の放射性セシウム測定のための検査方法」の制定について

先般、「きのこ原木及び菌床用培地の当面の指標値の設定について」（平成２３年１０月６日付け２３生産第４７４３号・２３林政経第２１３号農林水産省生産局農産部園芸作物課長・林野庁林政部経営課長・木材産業課長通知）により、きのこ原木及び菌床用培地の当面の指標値を定めたところです。

これに関連して、今後、きのこ原木及び菌床用培地中の放射性セシウムの当面の指標値への適合性を判断するための検査が的確かつ適正に進められるよう、別添のとおり「きのこ原木及び菌床用培地中の放射性セシウム測定のための検査方法」を定めましたのでお知らせいたします。

つきましては、きのこ生産資材の生産・流通関係者やきのこ生産者に対して適切に御指導いただきますよう、よろしくお願いいたします。

本件問い合わせ先
林野庁経営課特用林産対策室
特用林産企画班
代表　　03-3502-8111（内線6086）
ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ 03-3502-8059
（マッシュルームに関する事項）
農林水産省生産局農産部園芸作物課
担当者：土佐、江崎
代表　　03-3502-8111（内線4821）
ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ 03-6738-7423

（別添）

きのこ原木及び菌床用培地中の放射性セシウム測定のための検査方法

Ⅰ．検査対象とするもの

１．食品中の放射性物質に関する「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（平成23年８月４日原子力災害対策本部決定）に定められた総理指示対象自治体及びその隣接自治体の17都県（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県及び静岡県。以下「17都県」という。）から採取されたもの及び採取された原料から製造されたもの並びに17都県で保管されたもので、次に掲げるもの。

① きのこ原木（きのこ栽培用の原木として丸太を玉切りしたもの）
② ほだ木（きのこ原木に植菌したもの）
③ 菌床用培地（おが粉・堆肥等基材に栄養材（米ぬか、ふすま等）及び水を混合したもの）
④ 菌床（菌床用培地に植菌したもの）

ただし、次に掲げるものは対象外とする。

① 平成23年３月11日以前に採取・製造して、放射性セシウムの降下の影響を受けない状況で保管が行われていたきのこ原木及びほだ木
② 原料の全てが次のいずれかに該当する原料であって、放射性セシウムの降下の影響を受けない状況で原料の保管並びに製品の製造及び保管が行われていた菌床用培地及び菌床
- 平成23年３月11日以前に採取・製造された原料
- 17都県以外の地域において採取・製造された原料
- 17都県で採取・製造された飼料を給与していない動物の排せつ物や17都県で採取・製造された敷料を使用していない堆肥

③ きのこ原木、ほだ木、菌床用培地及び菌床から発生したきのこの放射性物質に係る食品検査の結果が暫定規制値以下であった事業者が所有する同一原料であるきのこ原木、ほだ木、菌床用培地及び菌床

２．「きのこ原木及び菌床用培地の当面の指標値の設定について」（平成23年10月６日付け23生産第4743号、23林政経第213号農林水産省生産局農産部園芸作物課長、林野庁林政部経営課長、木材産業課長通知）の３に係るおが粉（以下「要調査おが粉」という。）

Ⅱ．測定する放射性セシウムの核種

セシウム134 及びセシウム137 の合計値を測定

Ⅲ．検査の枠組

１．検査実施主体

① Ⅰで検査対象となるきのこ原木、ほだ木、菌床用培地及び菌床を製品として製造・出荷する製造業者
② Ⅰで検査対象となるきのこ原木及び菌床用培地を自ら採取・製造し使用するきのこ生産者及びⅠで検査対象となるきのこ原木、ほだ木、菌床用培地及び菌床を既に使用

しているきのこ生産者

なお、きのこ生産者は、自ら検査を実施するか、都道府県に検査について相談（検査対象の有無、検査方法、都道府県等による検査）する。

2．検査対象ロット及び検体の採取

(1) きのこ原木及びほだ木

① 伐採前のきのこ原木を検査する場合

伐採を予定している同一市町村の累計10ha以下の森林を１ロットとし、当該森林の林縁（林道脇等）のきのこ原木用立木からランダムに立木３本選出。各立木を伐採し、各々から同量ずつおが粉を採取・混合して分析用試料１検体(生重量で120ｇ以上）を調製（後述するⅣ．Ａ．２．(3)～(5)を参照）する。

② 伐採後のきのこ原木を検査する場合

検査対象となる同一の産地・保管先のきのこ原木を１ロットとし、ランダムに３本選出。各々からおが粉を同量ずつ採取し、混合して分析用試料１検体(生重量で120ｇ以上）を調製（後述するⅣ．Ａ．２．(3)～(5)を参照）する。

③ ほだ木を検査する場合

検査対象となる同一の産地・保管先のほだ木を１ロットとし、ランダムに３本を選出。各々からおが粉を同量ずつ採取し、混合して分析用試料１検体(生重量で120ｇ以上）を調製（後述するⅣ．Ａ．２．(3)～(5)を参照）する。

(2) 菌床用培地及び菌床（マッシュルーム生産に使用するものを除く。）

① 製造時（混合撹拌後）に検査する場合

原料の配合が終了し十分に撹拌される同一原料（原料の種類・割合、原料の産地、購入時期等が同一のもの）を１ロットとし、ランダムに10箇所（生重量で３kg以上）採取。混合して分析用試料１検体を調製（後述するⅣ．Ａ．２．(3)～(5)を参照）する。

② 製造後（成型後）の菌床用培地を検査する場合

同一原料（原料の種類・割合、原料の産地、購入時期等が同一のもの）で製造された菌床用培地を１ロットとし、ランダムに３～10個選定（生重量で３kg以上)。各々から粉砕物を採取し、混合して分析用試料１検体を調製（後述するⅣ．Ａ．２．(3)～(5)を参照）する。

③ 菌床を検査する場合

同一原料（原料の種類・割合、原料の産地、購入時期等が同一のもの）で製造された菌床を１ロットとし、ランダムに３～10個を選定（生重量で３kg以上)。各々から粉砕物を採取し、混合して分析用試料１検体を調製（後述するⅣ．Ａ．２．(3)～(5)を参照）する。

(3) 菌床用培地及び菌床（マッシュルーム生産に使用するもの）

同一原料（原料の種類・割合、原料の産地、購入時期等が同一のもの）で製造されたものを１ロットとし、ランダムに10箇所採取し、分析用試料１検体を調製（後述するⅣ．Ａ．２．(3)～(5)を参照）する。

(4) 要調査おが粉

同一原料（原料の種類・割合、原料の産地、購入時期等が同一のもの）で製造されたものを１ロットとし、ランダムに10箇所採取し、分析用試料１検体を調製（後述するⅣ．Ａ．２．(3)～(5)を参照）する。

Ⅳ．検査方法

A．試料の採取

1．持参する用具

(1) 試料の採取・縮分に必要なもの

(a) きのこ原木及びほだ木

・チェンソー又はのこぎり（伐採前に刃を清掃したもの。おが粉の採取に使用）
なお、おが粉の採取には、おが粉製造機等を使用してもよい。
・きのこ原木等からおが粉を採取する際に下に敷くビニールシート（試料を乗せて混合する際も使用）
・計量秤（おが粉の測定）
・ビニールやプラスチックの袋（試料の一時保管、採取、混合）
・ティッシュペーパー等（用具の拭き取り等に使用する）
・ごみ袋

(b) 菌床用培地及び菌床、要調査おが粉

・試料を採取するためのスコップ（一度に700 mL 程度の採取が可能なもの）
JIS K 0060 に規定するインクリメントスコップ40号が望ましい。
・試料を分割するためのプラスチック製板
・試料を乗せて混合・分割するためのビニールシート（1.5 m×1.5 m 程度）
・ティッシュペーパー等（用具の拭き取り等に使用する）
・ごみ袋

(2) 試料の密封に必要なもの

・採取対象とする試料が２ kg 以上（きのこ原木及びほだ木は0. 1 kg 以上）入る大きさの透明なビニール袋を必要数以上
（1 試料当たり2袋使用）
・袋の密封に用いる輪ゴムを必要数以上（１試料当たり１本使用）

(3) 試料の重量測定に必要なもの

・試料の重量測定用のはかり（２ kg 以上（きのこ原木及びほだ木は0.01kg 以上）の重量を測定可能なもの）
・はかり全体が入る大きさのビニール袋：必要数（１試料につき１袋以上）

(4) 記録に必要なもの

・野帳関係（ノート及び筆記用具）
・油性サインペン（黒）
・デジタルカメラ

(5) あると望ましいもの

・採取用具を洗浄するための水（ポリタンク１個分20L）
・使い捨てのゴム手袋（試料採取時に使用）
・マスク（試料採取者が着用）
・NaI シンチレーション式サーベイメータ等の放射線測定器
（採取地の空間線量や採取試料の予備測定に使用。1 年以内に校正されていること。試料の付着による汚染を防ぐため、検出部をポリエチレン袋等で包む。）

(6) 分析機関への発送に必要なもの（宅配便を使用する場合）

・宅配便の発払票（分析機関名を記入）
・宅配便の着払票（試料残さの回収用：予め宛先を記入）

2．試料の採取方法

(1) 試料番号の付与

① 採取試料には統一的な試料番号を設定し、採取時に（製造所において）付与し、

包装した試料の袋又は容器に油性サインペンで大きめの文字で記載する。
＜番号付与の例＞
○○○ － 1 － 111031 － 12:00 － ○○きのこ原木
（ア）　（イ）（ウ）　（エ）　（オ）

（ア）当該製造業者名
（イ）連番（製造業者ごとに1 から順番に付与。複数日に渡り試料を採取する場合は前の番号の次から開始）
（ウ）採取年月日（西暦下２桁月２桁日２桁）
（エ）梱包を終了した時刻（24時表記）
（オ）試料の種類

② 試料番号に加え、試料の採取地の住所、試料採取を行った者の氏名を野帳に記録する。

(2) 試料の採取記録

① 空間線量の予備測定

試料採取に当たっては、可能であれば可搬型の放射線測定器を携行し、試料採取する場所のガンマ線による空間線量のレベルを記録（例えば、地上1メートル地点の空間線量）するとともに、試料の表面線量を予備測定することが望まれる。

※放射線測定器の準備ができない場合は、本手順を抜かしてよい。

＜試料の予備測定＞

放射線測定器の検出部を、採取した試料を密封した包装容器中央部に密着させ、指示値を読み取り記録する。

② 写真撮影

デジタルカメラを用い次に掲げる写真を撮影しておくことが望ましい。写真のデータファイルは試料番号と関連付けて保存する。

・製造所の全景
・採取前の試料の状態（保管状況がわかるもの）
・送付する試料（試料番号が読み取れるもの）

(3) 試料の採取

試料の採取方法は次のとおりとするが、これと同等以上の精度が得られる採取方法がある場合は、それを採用して差し支えない。

(a) きのこ原木用丸太、きのこ原木及びほだ木

ビニールシートの上で、きのこ原木等の３本を丸太の軸と直角方向に各本４回程度鋸断し、各々同量ずつおが粉を集めビニール袋に入れ（合計120ｇ以上）、十分に撹拌・混合させる。（目安：直径12cm のきのこ原木の場合、電動丸鋸で４回程度鋸断すると40ｇ採取）

(b) マッシュルーム以外の菌床用培地及び菌床

試料採取は、充分に撹拌された試料からランダムに10箇所を選定し、スコップで１箇所当たり約700mL を採取した試料（生重量で３kg以上）、又は３～10の菌床用培地・菌床を粉砕した試料（生重量で３kg以上）をビニールシート上で十分に撹拌・混合させる。

(c) マッシュルームの菌床用培地及び菌床

試料採取は、充分に撹拌された試料又は10の菌床用培地・菌床を粉砕し混合した試料から、ランダムに10箇所を選定し、スコップで1 箇所当たり約700mL を採取

し、平らな床に敷いた１枚のビニールシートの上にとる。この際、１箇所ごとにスコップを清掃する必要はない。

なお、検査対象ロットの中で、放射性セシウムの濃度のばらつきが大きいとみられる場合は、ロット全体から偏りなく10箇所採取するよう特に留意すること。

(d) 要調査おが粉

試料採取は、要調査おが粉１ロットから、ランダムに10箇所を選定し、スコップで1 箇所当たり約700mL　を採取し、平らな床に敷いた1 枚のビニールシートの上にとる。この際、１箇所ごとにスコップを清掃する必要はない。

なお、検査対象ロットの中で、放射性セシウムの濃度のばらつきが大きいとみられる場合は、ロット全体から偏りなく10箇所採取するよう特に留意すること。

(4) 試料の縮分（円すい四分法）

(a) きのこ原木用丸太、きのこ原木・ほだ木、マッシュルーム以外の菌床用培地及び菌床

縮分は行わない。

(b) マッシュルームの菌床用培地及び菌床並びに要調査おが粉

菌床用培地は、10箇所分の試料を、それぞれビニールシートの上でよく混合し、ひとまとめの円すい形にし、この試料をプラスチック板により十字型に４分割して、対角の一対をスコップで元の堆積場所に戻す（円すい四分法）。残った一対の試料についてこの作業を再度行い、約　２ kg まで縮分する。

＜円すい四分法の模式図＞

① 採取した試料をビニールシート上で混合し、円すい状に積み上げる

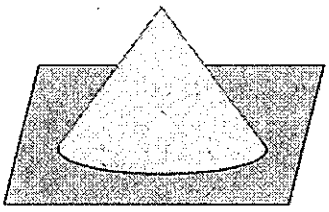

②円すいを頂点から垂直に押し広げるようにして、平らにし、扇形に4等分する

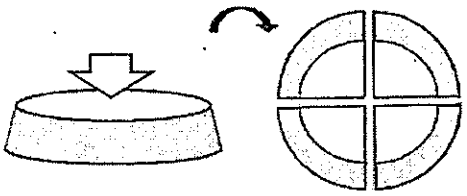

③対角のA、Aをとり、B、Bを捨てる

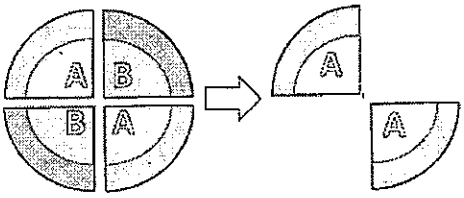

(5)試料の乾燥（共通）

試料は、さらさらになるまで乾燥させる。検査実施主体が乾燥機等を所有していない場合も考えられるため、各検査実施主体が可能な方法で乾燥させる。以下に例を示す。

・風雨の当たらない日当たりのよい室内等で、平皿などに広げ時々かき混ぜながら２日間程度天日乾燥を行う。
・60度の乾燥機で2日間程度乾燥させる。
・含水率12%程度に乾燥させる。

(6) 試料の梱包（共通）

① ビニール袋を1 袋用意し、(5)で作成した試料を全量入れる。袋が大きくふくらまないよう空気を除き、輪ゴム等で密封する。

② ビニール袋に、油性サインペンを用い(1)に基づき野帳に記録したものと同一の試料番号を記入する。

③ ②の容器をさらにビニール袋に入れ、袋が大きくふくらまないよう空気を除き、輪ゴム等で密封する。

(7) 試料の運搬・送付(共通)

採取した試料を分析機関に運搬・送付する場合は、自ら試料を運搬するか、宅配便で送付する。

① 採取者自ら試料を運搬する場合

包装された試料（分析用試料）を段ボール箱等に入れ、分析機関に自ら責任を持って運搬する。

② 宅配便で送付する場合

包装された試料（分析用試料）を段ボール箱等に梱包し、分析機関に宅配便で送付する。その際、分析機関が受け入れ時に照合可能な試料一覧を同梱する。

(8) 交差汚染防止のための注意事項（共通）

別の製造所等で採取した試料を汚染することがないよう、以下の点に留意する。

① 使用した器具のうち、再使用するものは当該製造所において水で洗浄し、水気を拭き取る。

② 靴底についた製造所の土壌や試料を他の場所に持ち込まないよう、当該製造所でよく土を落とす（必要に応じ靴底を水で洗浄する）。

③ 素手で試料を取り扱った場合は、石けんを使い、以下の方法で2度洗いする。

④ 石けんを泡立て、手首から上を優しく（ゴシゴシ強くこすらないで）水で洗い流した後、再び石けんを泡立て今度はよく水洗する。

B．搬送された試料の受領と一時保管

１．試料の受領

(1) 分析機関は、搬入された試料の受領時に試料収納容器の試料番号及び破損等の有無を確認し、記録する。

(2) 包装された試料をはかりに乗せ、重量を記録する。予め測定しておいた風袋（ポリエチレン製袋2 枚、輪ゴム2 個及びラベル）重量を差し引いて、採取試料の重量を求め、記録する。

注：はかりを丸ごと透明なビニール袋に入れ、はかりが直接試料に触れないようにする。

２．試料の一時保管・廃棄

(1) 試料の一時保管

試料は受領後速やかに分析に供することとするが、試料を一時的に保管する場合には、5℃程度で冷蔵する。その際、試料に由来する放射線が、作業者の健康及び測定機器のバックグラウンド値に影響を及ぼさないよう、試料の一時保管においては、適宜遮蔽、隔離等の措置を講ずる。

(2) 試料の廃棄

試料を分析した後の試料残さは、試料を採取した場所に返送するか又は分析機関において処分する。なお、試料の放射性セシウム測定値が150 Bq/kg を超えるような場合には、「放射性物質が検出された上下水処理等副次産物の当面の取扱いに関する考え方」（平成23 年6 月16 日、原子力災害対策本部）に従って適切に廃棄又は保管する。

C．試料の分析

1．放射性セシウムの分析法

(1) 分析法

ゲルマニウム半導体検出器又はシンチレーション検出器（NaI(Tl)シンチレーションスペクトロメータ等）を用いたガンマ線スペクトロメトリー

(2) 要求される性能

以下に示す性能を有すること。

定量下限値	セシウム134及び137それぞれについて、30Bq/kg 以下であること。 又は セシウム134及び137の合計量について30Bq/kg 以下であること。
真度（校正）	適切な標準線源を用いてピーク効率校正及びエネルギー校正されていること。

(3) 使用する機器等

① 前処理・測定に使用する用具

・試料を破砕するためのはさみ、カッター等
・測定用容器：マリネリ容器、ポリエチレン瓶、タッパーウェア等（測定機器に適した大きさのもので、0.1 L～2 L 程度の容量のもの）
・ティッシュペーパー等（用具の拭き取り等に使用）
・ゴミ袋

② 試料の重量測定に必要なもの

・天秤（0.2kg～3 kg 程度を0.01 kg の桁まで測定可能なもの）

③ あると望ましいもの

・使い捨てのゴム手袋（前処理・測定時に使用）
・マスク（試料採取者が着用）
・ビニール袋（試料、測定用容器及び測定器を包むためのもの）

(4) 測定器

① ガンマ線スペクトロメトリーにより、放射性セシウム134 及び137 の合計量を定量可能なもの。以下に例を示す。

a) ゲルマニウム半導体検出器
b) NaI(Tl)シンチレーションスペクトロメータ

② 電気的ノイズ及びバックグラウンド放射線が測定に及ぼす影響が十分に小さい場所に測定器を設置すること。

2．試料の分析

(1) 試料の前処理

① 包装容器から試料を取り出し、試料中に異物がある場合は取り除き、長さ2cm 以上の塊等がある場合は、飛び散らないようビニール袋の中に塊を入れるなどしてから、はさみ、カッター等で細切りする。
② 元の試料包装容器に試料全体を戻して容器の口を閉じ、振り混ぜ及び容器の上から揉む等してよく混合する。
③ 測定用容器の風袋重量を量る。
④ ②の試料を③に空隙を作らないように均等に詰め、測定試料とする。
⑤ ④の重量を量り、③の風袋重量を差し引いて、測定試料重量を求め、記録する。

(2) 試料の放射性セシウム測定

① 機器の使用方法の確認

いずれの機器を用いる場合にも、販売メーカー担当者や機器に習熟した専門家を講師に招くなどにより、講習を受けることが望ましい。

また、放射性セシウムの含有量が既知である試料について測定し、測定値が既知の値とよく一致することを確認しておくことが望まれる。

② 機器の校正

標準線源を用い、メーカーの取扱説明書に記載された方法により機器校正（ピーク効率校正）を実施すること。

③ 測定及び結果の解析

放射能測定シリーズ7「ゲルマニウム半導体検出器によるガンマ線スペクトロメトリー」又は放射能測定シリーズ6「NaI (Tl) シンチレーションスペクトロメータ機器分析法」及び放射能測定シリーズ29「緊急時におけるガンマ線スペクトル解析法」に準ずること。

注：バックグラウンド値への影響を最小限とするため、測定器は遮へい体内に設置されていることが望ましい。また、測定を行う部屋の中に存在している測定試料が常に最小限の量になるようにし、測定が終わった後の試料は速やかに別の部屋に移動させる。

(3) 測定値の信頼性確認

定期的に次に掲げる事項について確認すること。

・バックグラウンドを測定し、検出下限値が高くなっていないこと。
・ブランクを測定し、測定器に汚染がないこと。
・濃度既知の試料を測定し、真度が低下していないこと。

(4) 交差汚染防止のための留意事項

・測定容器の汚染を極力避けるため、試料をポリエチレン袋等に詰めてから測定容器に入れる。
・検出器への汚染を防止するため、試料を詰めた測定容器をポリエチレン袋等に封入する。
・測定に当たっては、測定機器本体の汚染防止のため、手袋をはめる、検出器をポリエチレン袋に入れて使用するなど、測定者の手指や機器の汚染防護措置をとる。
・測定者は、試料ごとに手袋を取り替える、あるいは手を洗うことにより、別の試料を触った手で他の試料に触れて汚染しないようにする。
・使用した器具等は、1 試料の調製ごとによく洗浄して水分を拭き取る。
・素手で試料を取り扱った場合は、石けんを泡立て、手首から上を優しく（ゴシゴシ強くこすらないで）水で洗い流した後、再び石けんを泡立て今度はよく水洗する。

3．分析結果

(1) 分析用試料から１つの測定試料作り、測定・分析する。

(2) 有効数字は、次に掲げるとおりとする。

① 分析結果が100Bq/kg 未満の場合は、測定値を上から2桁まで読み取り、2桁目を四捨五入して1 桁とする。

② 分析結果が100Bq/kg 以上の場合は、測定値を上から3桁まで読み取り、3桁目を四捨五入して2 桁とする。

(3) 分析結果を記録する際には、測定機器名を付記しておく。

(4) なお、本通知が定められる前に実施された検査について、試料の採取方法、検出方法が本通知にある考え方と同等以上と認められる場合には、当該分析結果に替えることができる。

Ⅴ．分析結果による出荷・使用の可否の判断

当面の指標値以内：当該きのこ原木及び菌床用培地を出荷・使用できる。

当面の指標値超過：都道府県は、当該きのこ原木及び菌床用培地を出荷・使用しないよう指導・要請する。

Ⅵ．分析結果等の報告

1． 検査実施主体が製造業者又はきのこ生産者の場合、製造業者又はきのこ生産者は、検査の結果を検査後２週間以内に別添様式により都道府県に報告する。都道府県は、農林水産省（林野庁（マッシュルームの菌床用培地及び菌床については生産局））にその結果（写し）を速やかに報告する。

2． 検査実施主体がⅢ．１．②の後段によりきのこ生産者から相談を受けた都道府県の場合、都道府県は、検査の結果を別添様式により速やかに農林水産省（林野庁（マッシュルームの菌床用培地及び菌床については生産局））に報告する。

Ⅶ．本通知の見直しについて

本通知については、必要に応じて、通知の改定等を随時行う。

様式A（きのこ原木・ほだ木の検査を実施する場合）
製造業者・自ら採取し使用するきのこ生産者共通

提出日：　年　月　日

きのこ原木・ほだ木製品検査結果等報告書

検査実施主体区分 （該当するものいずれかに○を記入してください）	○	①製造業者（きのこ原木・ほだ木を製品として製造・出荷する製造業者）				
		②きのこ生産者（きのこ原木を自ら採取し使用するきのこ生産者）				
		ア　きのこ生産者自ら検査実施				
		イ　その他 （きのこ生産者に代わって検査を実施した者の名前、所在地、担当者氏名及び連絡先を記入してください）	検査実施者名			
			検査実施者所在地			
			検査実施者の担当者氏名及び連絡先	担当者氏名		電　話
製造業者名又はきのこ生産者名	○○林業株式会社（△△製造所）					
製造業者又はきのこ生産者の所在地	○○県△△市□□町１－２－３					
担当者氏名及び連絡先	担当者氏名	○○　○	電　話			

1　検査を実施したきのこ原木・ほだ木に関する情報

No.	品目名（出荷向けの製品名がある場合は「製品名」）	検査対象物カテゴリ＊1	原料名	伐採前後等区分＊2	検査年月日	分析機関名	分析法（Ge/NaI）＊3	検査結果等（Bq/kg）＊4		備考
								分析値	定量下限値	
1	（例） しいたけ原木	きのこ原木	コナラ	①	H23.11.01	（財）○○センター	Ge	120	20	
2	「しいたけ植菌済みほだ木A100」	ほだ木	クヌギ	②	H23.11.01	（財）○○センター	NaI	ND	5	製品としては「ほだ木」で出荷するが、検査は植菌前の原木の状態のものを検査した。
3	しいたけ用原木	きのこ原木	コナラ	②	H23.11.02	（財）○○センター	Ge	200	20	

＊1　検査対象物カテゴリは、製造業者の場合は製品としての出荷時の状態を「きのこ原木」（きのこ栽培用の原木として丸太を玉切りしたもの）、「ほだ木」（きのこ原木に植菌したもの）のいずれかで記載し、きのこ生産者の場合は「きのこ原木」と記載。
＊2　伐採前後等区分は、検査時の状態を「①」（伐採前（伐採を予定している森林）のきのこ原木を検査）、「②」（伐採後のきのこ原木を検査）、「③」（ほだ木を検査）のいずれかで記載。
＊3　分析法は、ゲルマニウム半導体検出器を用いた検査の場合には「Ge」、NaI(Tl)シンチレーションスペクトロメータを用いた場合には「NaI」を記載。
＊4　検査結果等の分析値及び定量下限値は、セシウム134及びセシウム137の合計値を記載。

2　原料・製品に関する情報

No.	検査を実施したものの品目名	原料					製品	備考
		原料名（樹種名）	採取（伐採）時期（採取（伐採）予定時期）	採取（伐採）場所	原料保管場所	原料保管方法	製品保管方法	
1	しいたけ原木	コナラ	（H23.11.20予定）	○○県△△市□□987番地	-	-	玉切り後、すぐに販売先に輸送予定	
2	「しいたけ植菌済みほだ木A100」	クヌギ	H23.02.01	××県××市××I-2	××県××市で保管後、○○県△△市へ移動し保管	屋外でシートをかけずに保管	自社建屋内で保管予定	検査後に植菌し、ほだ木として出荷予定
3	しいたけ用原木	コナラ	H23.10.15	○○県 △△町1番地	-	-	屋外でシートをかけて保管	

注）原料について：検査実施主体区分が「製造業者」で、製品が「きのこ原木」の場合は、原料は立木とし、原料保管場所・原料保管方法については記載を要しない。製品が「ほだ木」の場合は、原料は玉切り後・植菌前のきのこ原木とし、原料保管場所・原料保管方法については玉切り後・植菌前のきのこ原木の状態のものの保管についてを記載する。検査実施主体区分が「きのこ生産者」の場合は、製品は「きのこ原木」、原料は立木とし、原料保管場所・原料保管方法については記載を要しない。

3　検査体制に関する情報

分析機関名	分析機器名	分析機器の精度の確保
（例） （財）○○センター	・ゲルマニウム半導体検出器（○○社製　AB-500） ・NaI（T.l）シンチレーションスペクトロメータ（□□社製　Z-0X）	標準線源を用いて毎週１回確認・校正を行っている。

＊　分析機関から聞きとるなどして記載する。

4　分析機関発行の結果報告書の写しを添付

様式B（菌床用培地・菌床の検査を実施する場合）
製造業者・自ら製造し使用するきのこ生産者共通

提出日：　年　月　日

菌床用培地・菌床製品検査結果等報告書

検査実施主体区分 （該当するものいずれかに○を記入してください）	○	①製造業者（菌床用培地・菌床を製品として製造・出荷する製造業者）				
		②きのこ生産者（菌床用培地を自ら製造し使用するきのこ生産者）				
			ア　きのこ生産者自ら検査実施			
			イ　その他（きのこ生産者に代わって検査を実施した者の名前、所在地、担当者氏名及び連絡先を記入してください）	検査実施者名		
				検査実施者所在地		
				検査実施者の担当者氏名及び連絡先	担当者氏名	電　話
製造業者名又はきのこ生産者名	○○株式会社（△△製造所）					
製造業者又はきのこ生産者の所在地	○○県△△市□□町１－２－３					
担当者氏名及び連絡先	担当者氏名	○○　○	電　話			

1　検査を実施したきのこ菌床用培地・菌床に関する情報

No.	品目名（出荷向けの製品名がある場合は「製品名」）	検査対象物カテゴリ＊1	原料名	成型前後等区分＊2	検査年月日	分析機関名	分析法（Ge/NaI）＊3	検査結果等（Bq/kg）＊4		備考
								分析値	定量下限値	
1	（例） しいたけ植菌済み菌床	菌床	コナラおが粉、米ぬか、栄養○○液、水	①	H23.11.01	（財）○○センター	Ge	120	20	製品としては「菌床」で出荷するが、検査は植菌前の菌床用培地の状態のものを検査した。
2	マッシュルーム菌床	菌床用培地	馬ふん堆肥、稲わら	①	H23.11.01	（財）○○センター	NaI	ND	5	

＊1　検査対象物カテゴリは、製造業者の場合は製品としての出荷時の状態を「菌床用培地」（おが粉・堆肥等基材に栄養材（米ぬか、ふすま等）及び水を混合したもの）、「菌床」（菌床用培地に植菌したもの）のいずれかで記載し、きのこ生産者の場合は「菌床用培地」と記載。
＊2　成型前後等区分は、検査時の状態を「①」（製造時（混合撹拌後）に検査）、「②」（製造後（成型後）に検査）、「③」（菌床を検査）のいずれかで記載。
＊3　分析法は、ゲルマニウム半導体検出器を用いた検査の場合には「Ge」、NaI(Tl)シンチレーションスペクトロメータを用いた場合には「NaI」を記載。
＊4　検査結果等の分析値及び定量下限値は、セシウム134及びセシウム137の合計値を記載。

2　原料・製品に関する情報

No.	検査を実施したものの品目名	原料							製品	備考
		原料名	採取時期	採取場所	製造時期	製造場所	購入時期	購入元	原料保管方法	製品保管方法	
1	しいたけ植菌済菌床	コナラおが粉	H23.10.20	○○県△△市□□987番地	H23.10.25	（株）○○製材	H23.10.27	（株）○○製材	屋外でシートをかけずに保管	自社建屋内で保管予定	検査後に植菌し、菌床として出荷予定
		米ぬか	不明	××県××市	H23.10月	（株）○○	H23.10.20	（株）○○	袋詰めの状態で倉庫内に保管		
		栄養○○液	-	-	H23.02.01	○○	H23.03.01	○○	袋詰めの状態で倉庫内に保管		
2	マッシュルーム菌床	馬ふん堆肥	-	-	H23.2月	××県××市	H23.03.01	○○	屋外でシートをかけずに保管	自社建屋内で保管	
		稲わら	H23.10月	○○県△△町	-	-	H23.10.15	○○	屋外でシートをかけずに保管		

3　検査体制に関する情報

分析機関名	分析機器名	分析機器の精度の確保
（例） （財）○○センター	・ゲルマニウム半導体検出器（○○社製　AB-500） ・NaI（Ｔｌ）シンチレーションスペクトロメータ（□□社製　Z-0X）	標準線源を用いて毎週１回確認・校正を行っている。

＊　分析機関から聞きとるなどして記載する。

4　分析機関発行の結果報告書の写しを添付

様式C（既に使用しているほだ木の検査を実施する場合）
きのこ生産者用

提出日：　年　月　日

ほだ木（既に使用しているもの）検査結果等報告書

検査実施主体区分 （該当するものいずれかに○を記入してください）	○	ア きのこ生産者自ら検査実施					
		イ その他 （きのこ生産者に代わって検査を実施した者の名前、所在地、担当者氏名及び連絡先を記入してください）	検査実施者名				
			検査実施者所在地				
			検査実施者の担当者氏名及び連絡先	担当者氏名		電　話	
きのこ生産者名	○○　○○						
きのこ生産者の所在地	○○県△△市□□町１－２－３						
担当者氏名及び連絡先	担当者氏名	○○　○○	電　話				

１　検査を実施したほだ木に関する情報

No.	品目名 （購入時の製品名がある場合は「製品名」）	検査対象物カテゴリ＊１	原料名	検査年月日	分析機関名	分析法 （Ge/NaI）＊２	検査結果等（Bq/kg）＊３		備考
							分析値	定量下限値	
1	（例） しいたけ原木Ｈ２３	ほだ木	コナラ	H23.11.01	（財）○○センター	Ge	120	20	
2	「しいたけ植菌済みほだ木Ａ100」	ほだ木	クヌギ	H23.11.01	（財）○○センター	NaI	ND	5	

＊１　検査対象物カテゴリは、「ほだ木」と記載。
＊２　分析法は、ゲルマニウム半導体検出器を用いた検査の場合には「Ge」、NaI(Tl)シンチレーションスペクトロメータを用いた場合には「NaI」を記載。
＊３　検査結果等の分析値及び定量下限値は、セシウム134及びセシウム137の合計値を記載。

２　原料、使用状況等に関する情報

No.	検査を実施したものの品目名	原料名（樹種名）	購入・自伐区分（購入の場合は購入元も記入）	原料採取（伐採）時期	原料採取（伐採）場所	使用開始時期	使用場所	栽培方法	きのこの発生状況	備考
1	しいたけ原木Ｈ２３	コナラ	自ら採取	H23.04.01	○○県△△市□□987番地	H23.04.01	○○県△△市	露地栽培	H23.11.15からしいたけ発生予定	
2	「しいたけ植菌済みほだ木Ａ100」	クヌギ	購入（株）○○	H23.3月	○○県○○市	H23.04.01	○○県△△市	施設栽培	H23.10.15からしいたけ発生中	

３　検査体制に関する情報

分析機関名	分析機器名	分析機器の精度の確保
（例） （財）○○センター	・ゲルマニウム半導体検出器（○○社製　AB-500） ・NaI（Ｔｌ）シンチレーションスペクトロメータ（□□社製　Z-0X）	標準線源を用いて毎週１回確認・校正を行っている。

＊　分析機関から聞きとるなどして記載する。

４　分析機関発行の結果報告書の写しを添付

様式D（既に使用している菌床の検査を実施する場合）
きのこ生産者用

提出日：　年　月　日

菌床（既に使用しているもの）検査結果等報告書

検査実施主体区分 （該当するものいずれかに○を記入してください）	○	ア きのこ生産者自ら検査実施				
		イ その他 （きのこ生産者に代わって検査を実施した者の名前、所在地、担当者氏名及び連絡先を記入してください）	検査実施者名			
			検査実施者所在地			
			検査実施者の担当者氏名及び連絡先	担当者氏名		電　話
きのこ生産者名	○○　○○					
きのこ生産者の所在地	○○県△△市□□町１－２－３					
担当者氏名及び連絡先	担当者氏名	○○　○○	電　話			

１　検査を実施した菌床に関する情報

No.	品目名 （購入時の製品名がある場合は「製品名」）	検査対象物カテゴリ＊１	原料名	検査年月日	分析機関名	分析法（Ge/NaI）＊２	検査結果等（Bq/kg）＊３		備考
							分析値	定量下限値	
1	（例） しいたけ植菌済み菌床	菌床	コナラおが粉、米ぬか、栄養○○液、水	H23.11.01	（財）○○センター	Ge	120	20	
2	マッシュルーム菌床	菌床	馬ふん堆肥、稲わら	H23.11.01	（財）○○センター	NaI	ND	5	

＊１　検査対象物カテゴリは、「菌床」と記載。
＊２　分析法は、ゲルマニウム半導体検出器を用いた検査の場合には「Ge」、NaI(Tl)シンチレーションスペクトロメータを用いた場合には「NaI」を記載。
＊３　検査結果等の分析値及び定量下限値は、セシウム134及びセシウム137の合計値を記載。

２　原料、使用状況等に関する情報

No.	検査を実施したものの品目名	原料名	購入・自作区分（購入の場合は購入元も記入）	原料採取時期	原料採取場所	使用開始時期	使用場所	きのこの発生状況	備考
1	しいたけ植菌済み菌床	コナラおが粉	自ら採取	H23.04.01	○○県△△市	H23.04.01	○○県△△市	H23.11.15からしいたけ発生予定	
		米ぬか	購入 （株）○○	H23.3月	○○県○○市				
		栄養○○液							
2	マッシュルーム菌床	馬ふん堆肥	購入 （株）○○	H23.3月	○○県○○市	H23.04.01	○○県△△市	H23.10.15からマッシュルーム発生中	
		稲わら	購入 （株）○○	H23.3月	○○県○○市				

３　検査体制に関する情報

分析機関名	分析機器名	分析機器の精度の確保
（例） （財）○○センター	・ゲルマニウム半導体検出器（○○社製　AB-500） ・NaI（Ｔ１）シンチレーションスペクトロメータ（□□社製　Z-0X）	標準線源を用いて毎週１回確認・校正を行っている。

＊　分析機関から聞きとるなどして記載する。

４　分析機関発行の結果報告書の写しを添付